



恒松氏の農村財政論について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 門間, 董吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000324

恒松氏の農村財政論について

門 間 董 吉

北海道学芸大学旭川分校経済学研究室

Tōkichi MōSMA : On the Tunematu's Theory of Village Finance

(一)

農村財政に関する代表的見解の一つは恒松制治氏のそれである。恒松氏は農村財政論をいくつか書いており、農村財政実態調査の結果を発表している。¹⁾

氏の諸論文の中で最もポピュラーで、しかも氏の見解がよくあらわれているものは「農村財政と農村自治」²⁾ であるように思われる。

この論文で氏は次の四つの問題をとりあげて論じている。

(一) 農村財政の問題とは何か。

(二) 新制度によつて農村財政はどのように変つたか。

(三) 農村行政、財政の自治に与える影響について。

(イ) 農村の自治を妨げる原因は何であるか。

(ロ) 新制度になつて農村自治はいかに変貌したか。

(四) 部落はいかなる機能を果しているか。それは農村の自治といかなる関係にあるか。

ところで、恒松氏の見解は常識として受け入れられ易いものゝようであり、多くの人々の常識となつているように思われる。しかし、我々にとつては、この常識が農村を貧困ならしめる一つの原因であり、農村財政を恒久的に窮乏せしめている原因の一つであり、独占資本の農村収奪を可能ならしめ、しかも、農村をして保守党の強固な地盤たらしめている一つの原因となつているように思われるのである。

従つて恒松氏の農村財政論を検討して、その意義を明らかにし、その階級性を指摘することは、農村の民主化、農村財政の窮乏解消運動にとつて、きわめて重要な仕事となつてくる。

わたしは先に、農村財政調査の目的と方法について意見を発表した。³⁾ 農村財政の窮乏、農民の貧困を、農民自らが解消するためには、先ず農民の中に、今なお根強く残存している古い考え方を捨て、新しい考え方もつことが必要であるが、その為に必要な資料を提出するのが、実態調査の任務とすべきであると、いつたのである。

こゝでは、農村財政実態調査の結果を基にして、常識的な農村財政論の行う反農民的な役割を指摘し、農村財政の窮乏、農民の貧困を解消する為には、農村財政に対していかなる態度を取るべきかについての一つの示唆を与えたいと思う。

1) 私の知っている範囲では、次のようなものがある。

1. 農村財政に関する調査研究報告（農林省農業改良局）中の「埼玉県入間郡勝呂村財政調査報告書」。
2. 藤田武夫編「地方財政の実態と問題」中の「農村財政の実態と問題」。
3. 「新財税制度をめぐる平野村と山村」、農業総合研究第六巻四号。
4. 「町村財政の構造分析」、自治公論、昭和二十八年五月号。
5. 純農村に於ける行財政—「慣習の支配する村」、⁴⁾「鉱業の支配する農村」藤田武夫編、農村行財政の諸

恒松氏の農村財政論について

相。

6. 「町村財政の構造分析」、農業総合研究第八巻第一号。
7. 「農村財政と農村自治」、馬場啓之助編、日本農業読本。
8. 「町村合併の功罪」、農業総合研究第九巻第一号。
9. 「地方制度の改革と農村経営」、「農村財政と農村経営」、馬場啓之助編、農村経営論、なお、私はこの二つの論文については、別に考察する予定である。
- 2) 日本農業読本231～249頁。
- 3) 日本財政学会第12回大会に於て、「農村財政調査について」と云う題で報告した。

(二)

先ず、恒松氏は農村財政の問題は何であるか、と質問し、次のように答えている。「経済力の乏しい農村では住民の福祉を保証するに足る財政をまかなうだけの収入源がないし、そのような農村に有力な財源が培われるはずがない、という悪循環が見られる。こうした矛盾が、農村財政の問題であるといつてよいだろう。」(日本農業読本232頁。以下日本農業読本から引用する場合、頁だけをあげる。)「農業と工業との生産力の差、いわば、農村と都市との経済力の差こそ、真に農村財政の問題の根源なのである。」(233頁)。

恒松氏はこのように、(一)、農村と都市、農業と工業とを対立的にとらえている。(二)、農村財政の役割は、住民の福祉を保証する点にあると見なしている。(三)、農村の経済力の貧困が住民の福祉を保証する役割をもつ農村財政の機能を発揮させないでいると考えている。

農村と都市、工業(独占資本)と農業との経済力の差が農村財政の問題の根源だという見解からは、いかなる問題解決策がでてくるであろうか。農村財政の問題を解決する為には、農業の生産力を高め、農民の経済力を強化する方策を国は取るべきであるという処方箋が書かれるようになる。⁴⁾しかし、恒松氏の処方箋が、国によつて実行され得ないものであることは、現実がはつきりと証明している。

我国に於ては、農村財政は一般的に常に貧困であつたし、窮乏の連続であつたということは、国家財政は有力な財源を独占し、農村財政には、わずかな財源しか与えず、他方、国政事務を農村自治体におしつけてきたのである。農村財政の貧困の原因は、恒松氏の考えるように、工業と農業の経済力の差にあるのではない。農村の支配階級が農民の側にたゞず、独占資本の側について、独占資本の農民収奪の協力者、下請人となつて、農村自治体を独占資本の農民収奪機関たらしめてきた点に、農村財政の基本的問題があると、私は考える。

農村に於ける全住民が、独占資本に対立し、独占資本の農民収奪に抵抗するならば、農村自治体は、反農民的な農民収奪機関から、農民の利益を守り、農民の福祉を保証する機関となるであろう。

このように農村の全住民が独占資本の農民収奪に抵抗するならば、独占資本は国家権力を握ることとはできなくなる。独占資本が農村の支配階級を自己の陣営に引入れるために、農村自治体をつくり、彼らに若干の報酬を与えて、反農民的な役割を果させてきたのである。⁵⁾

このように見るならば、農村の支配階級は、いかにして村の権力を握っているか、いかに村の権力を行使しているか、独占資本は、どのような方法で、農村の支配階級を握っているのか、を明らかにすることが、農村財政研究の重要な課題となる。

役場が独占資本の農民収奪機関として、機能を果している限り、恒松氏のいうような機能—村民の福祉を保証するという機能は、持ち得ないことは明らかである。事実、現在の農村財政が村民の福祉を保証していないことは、実態調査によつて証明されている。

恒松氏は農村財政の理想について語っているのかも知れないが、この理想は、資本主義のもとでは到底、達成されえないものである。この理想は、わが国に於いては、農村自治体発足以来、かかげられたことはなかつたのである。⁶⁾従つて、農村財政の機能は、住民の福祉を保証するにあるという見解は、社会主義社会に於いて、認められるとしても、日本資本主義下に於いては、事実上反した独断であるといわざるを得ない。

農村財政は、住民の福祉を保証すべきだが、現実には、農村財政は貧困でそれを果しえないでいる。そこで住民の福祉を保証するには、いかにしたらよいかということが、恒松氏の実践的課題となつてくる。氏がのべている様々な政策的な勧告は、あるいは実現不可能なものであり、あるいは、氏の実践的課題と相反するものである。⁷⁾

戦前に於いては、国家権力を握る独占資本、大地主、官僚は農村の中小地主、自作中農層を農村支配の足場としてきたのだが、地方財政は、これら農村の支配階級の拠点であつた。

国家財政にとって、農村財政に対する各種の支出金は、これらの農村の支配階級を抱き込むための、やむをえざる経費であつた。農村の支配階級にとっては、それは国家権力からもらうところの報酬であつた。

国家権力は農村支配に要する経費を、できるだけ少なくしようとする。農村の支配階級は、その報酬をできるだけ多くしようとする。そこで、両者の間に財政資金配分をめぐつて、争いが起る。しかし、戦前に於いては、国家権力は、絶対的に強大であつたために、農村の支配階級の要求は、国家権力によつて抑えつけられてきた。敗戦によつて、国家権力を握つていた独占資本の力は弱まり、地主階級は没落した。農村の支配階級に変化が起り、農民の力が強くなつた。このために、独占資本は、農村支配体制の再編成を行う必要にせまられた。この新しい農村支配体制は独占資本にとつて、経費のかゝるものであつた。アメリカ帝国主義勢力によつて、再編強化された独占資本は再軍備の要請にあい、この農村支配に要する経費の削減を計る必要が生じた。このために、町村合併や、地方財政再建整備促進特別措置法などによつて、農村の支配階級の力を弱め、農民収奪を強化しようとしている。この独占資本の動きに対する農村支配階級の抵抗は、かなり強いものがあるが、彼らは、農民の側にたつて独占資本と対決するのではない限り、彼らの政治的生命は独占資本によつて抹殺されることになりかねないのである。⁸⁾

農村自治体を、権力機構として見ないところから、恒松氏のような非現実的な議論が生れてくるのである。恒松氏の見解は、好むと好まざるとにかかわらず、農村ボスの財政に対する、態度を誤らせ、農村財政の真の問題を見失わせ、独占資本に対する彼らの抵抗を防止させることになり、従つて、住民の福祉を保証するどころか、住民を収奪する役割を果させることになるであろう。

4) 「町村財政の構造分析」自治公論、昭和二十八年五月号で恒松氏は、「国、県の支出金は町村の固有事務の範囲を圧迫する方向に向けられているから、地方経済力を培養するような指導奨励の意味の補助金に重点が置かれるべきである。」「経済力の低い団体が、相対的に多くの行政事務量を抱え込んでいるが、このような事実を、平衡交付金の配分方法に組み込まなければならないし、財源の伴わない事務を中央政府は、過大に、地方自治体に押しつけてはならない。」といつている。

5) 例えば、藤田武夫、「日本地方財政論」第二章、日本地方自治制の成立、島恭彦、「地方財政の理論と実態」第一章、第二節、戦前の日本資本主義と地方財政、17～28頁を見よ。

6) 島 恭彦、「現代地方財政論」209～221頁を見よ。

7) 前掲、「町村財政の構造分析」に於いて、恒松氏は、「地方自治体に於いても、自らの財政力を越える事務乃至事業を縮減しなければならない。例えば、補助金の獲得に狂奔することによつて、自らの首を締めるが如きことは、厳に戒められねばならぬ。」38頁、といつているが、これでは、貧乏村は何時迄たつても、貧乏に甘んじなければならないことになる。

8) 前掲、島 恭彦編、100～101頁。

(三)

次に、新制度によつて、農村財政は、どのように変つたかと恒松氏は設問し、次の4点を指摘している。

(イ) 「市町村は、自治体の母胎であるという観点から、独立税が大巾に与えられ、その財政が弾力的になつた」(236頁)というのが第一点。

「財政が価格変化に対して、或る程度弾力性を与えられたことは、その財政運営にとつて大きな支えになつた」(236頁)という。

財政制度改革の効果の分析としては、さらに次の調査が、伴わなければならないと思う。即ち、独立税の大巾な譲渡は、一体、どの階級に利益を与え、どの階級に不利益を与えたか、財政が価格変化に対して、弾力的になり、財政運営が容易になつたとしても、それは、どの階級に利益を与えているかという調査である。

資本主義下での農村財政は、農村の支配階級の利益を守るために運営されている。下層農民は、原則として、農村財政から利益を受けることは、ほとんどない。それは、農村財政には、政策的予算が少く、大半の仕事は、国政事務だからであり、仮りに政策予算が組まれても、下層農民を対象にすることは不可能に近いからである。⁹⁾

良心的で革新的な、そして有能な村長の場合には、確かに、農地改革に際しては、法規通りに行い、地主の策動を封じて、公平に行い、不公平な土地等級の改正を行い、国家財政資金の獲得に奔走して、村民の利益を計り、水害、霜害に際しては、調査をよくやつて、農業所得の控除額の増加を計り、農民意識の啓蒙のために、種々の活動を行い、農業所産査定を公平に計るために、種々の調査を行つて、その資料を基にして、税務署と交渉するとかして、農民の利益を計ることができる。¹⁰⁾しかしながら、財政が貧困であれば、産業助成金政策を実施することもできず、土木事業を行うことも難しい。

農村財政は、その貧富の如何にかゝらず、農村の支配階級の手によつて、その利益のために運営されるのが一般的な事実である。とすれば、税収入額が物価変動に応じて変動し、実質的な財政収入の減少率が少なく、そのために、財政運営が容易になつたということは、一体何を意味しているか。それは、独占資本の農村ボスに対する利益の分前を変えないために、農民を犠牲にすることであり、国家財政が農村財政に与える財政資金をへらしても、その補いを農民にやらせて、農村ボスの抵抗を回避することであると考えるとよいであろう。

しかし、実際には物価の変動に応じて、直ちに税収入額が変動し、財政運営を容易ならしめたと、早急に断定することはできない。

村民税の場合には、前年の所得、或いは、所得税をもとにして課税されるから、時の遅れが問題となる。本年度に物価の値上りがあつても、村民税は、昨年所得をもとにして課税するから、物価の値上り分だけ、村民税を増やすわけにはいかない。逆の場合には、納税率が低下して税収入額を減少せしめるであろう。

固定資産税の場合には、物価の変化に応じて、土地、家屋、償却資産の評価額を変えて、実質的な税収入額を不変に保つことは難しいであろう。

従つて、独立税の拡充が、恒松氏のいうように、財政運営にとつて大きい支えになつたと判断することはできないのである。

独立税の拡充が、農村財政にいかなる影響を与えたかについての恒松氏の見解は、近代経済学的なものである。シャープ税制改革が、階級斗争的観点から、いかなる役割を持つていたかは、鳥教

授が指摘している通りである。¹¹⁾

ここで、私がつけ加えたいのは次の点である。

農村役場の徴税力の弱さと徴税係に対する村権力者達の強圧的な態度とのために、納税率の低下と、税負担の不均衡が生じているのではないかということである。私の調査した農村では、徴税力の弱さを補うために、部落実行組合を利用して、納税組合を作らせ、完納奨励金や、優良納税組合表彰規定をもうけて、滞納防止と徴税費の軽減をはかっている。¹²⁾又、他の農村では、村権力者達は、自分達に都合のよい課税方式を採用し、その上、滞納を政策的に取りきめている。¹³⁾

このように、独立税の拡充は村権力者達に制限付きではあつても、徴税の自由権を与えた。だが、これは権力者が住民に税負担を転嫁させることのできる自由であるに過ぎず、反面、農村財政窮乏の責任の一端を、国家財政から負わせられたことを意味するのである。

(ロ) 「農村に於ける独立税の拡充は、農家の経済負担にいかにか響いたか」と問い「農家の負担する租税総額は農業所得に対して9.5%から5.7%に減少した。」(237頁)と答えている。

シャープ税制改革の農家負担に及ぼした影響の問題である。恒松氏は農民全体の租税負担率の変化を問題にしている。ここでは農民の階級別負担率の変化を問題にすべきであろう。¹⁴⁾

又、農民の租税負担面だけを、きりはなして、取り上げるとは正しくないと思う。何故なら、負担率がふえても(減つても)、それ以上に財政資金の配分額がふえるなら(減るなら)ば、農民は税金負担の変化に、不満を持たなくなるであろう(不満を持つであろう)。

又、農業所得の変化を考えないで、所得に対する租税負担率だけを取り上げるとは一面的である。何故ならば、独占資本の農民収奪方法は、税金面ばかりでなく、価格面においても行われているからである。例えば、北海道に於いては、25年に比べて、26年の農家の所得は、どの階層も増大しているが、農業所得から家計費をひいた額を25年と比べると、ふえている階層もあり、減つている階層もある。更に、この額から、租税公課をさし引いた額を見ると、上層農家ではプラスになっているが、中、下層農家では、ほとんどマイナスになつていて、マイナスの額は、25年より増大している。これらの、中、下層農では、農業生産のみによつては、再生産と家計を維持できず、農外所得によつて、辛うじて赤字を埋めているのである。¹⁵⁾

中、下層農民にとつては、租税負担率も問題であろうが、それ以上に、再生産資金の不足—借入(農手などによる)が大きな問題である。

又、多くの中、下層農民にとつては、その農業所得を、地力の減耗によつて得ている状況にあり、しかも、その所得でもつては、地力回復策を講じえない有様である。したがつて、わずかばかりの租税負担率の低下は、中、下層農家経済の維持には、何ら役にたつないということができよう。

要するに、恒松氏のように、簡単に、農家所得に対する租税負担率の低下を平均的な数字をあげて強調するのは、独占資本の代弁者として、農民をごまかそうとしているのだと見なさざるを得ない。しかし、農民は、このような説明が、いかに非現実的なものであるかを、身をもつて経験しているのであるから、ごまかさねはしないのである。

(ハ) 「地方公共団体の経済力の相違は、住民の負担の不公平をもたらすが、この不公平は、平衡交付金によつて除きえない」(237頁)という。

資本主義の下では、地方公共団体の経済力の相違は、住民の負担の不公平を、もたらすという事実を法則として把握すべきである。資本家政府は、この住民の負担の不公平を取り除くような方策を、いかにしても行うことができないのである。

地方財政平衡交付金制度は、何も住民の負担の不公平をなくそうとして作られたものではない。

それは貧困な地方自治体にも、一定の行政水準を維持させようとして与える交付金である。政府

は地方自治体を独占資本の農村支配の道具として利用しているのであるが、政府が、地方自治体に与えた行政事務の遂行に要する最小限度の費用を補償するだけの独立税を与えていない。最低水準の行政費用（基準財政需要額）と独立税収入額の7割（その後8割）（基準財政収入額）との差額が、地方財政平衡交付金である。財政の窮乏している地方自治体、或いは、財政需要の増大している地方自治体では、固定資産税の課税に際しては、標準率を用いず、制限税率、或いは、制限税率と標準税率との間の税率を用いて、税収入額の増加を計っている。町村民税の課税に際しては、数種類の課税方法のうち、税収入が多くなる方法を取っている。この様にして、税金の安い村、税金の高い村が、どうしても生じてくる。独立税源の小さい村では、最高税率を用いても、税収入額は、独立税源が大きく、最低税率を用いている村のそれには、はるかに及ばない。富裕財政村では、負担は小さいが、財政資金の撒布額は大きく、貧困財政村では、負担は大きい、財政資金の撒布額は小さい。国家財政はこのような地方財政間の不均等を取り除くことができないばかりでなく、不均等を楽しくするような働きをしている。¹⁷⁾

国家財政の農村収奪の激化と共に、地方財政当局者達は、国家財政資金を、できるだけ多く得ようとして、血みどろの争を展開している。陳情運動が、今日ほど激しい時代はないであろう。¹⁸⁾このような陳情運動は独占資本の思うつぼである。独占資本は、これによつて農民支配を強化しようとしている。

今日に於いては、地方財政間の住民負担の不均等よりも、地方財政の窮乏、赤字問題、町村合併問題が、大きくなつてきている。これは独占資本が、農村権力者に対する報酬を制限した結果であり、農村権力者を整理し、農村権力者の力を弱めようという意図の現われである。

この問題が、どのように解決されるかは、農村の権力者達の動向如何にかゝつている。彼らが、中、下層農、労働者と共に、独占資本に対抗しない限り、独占資本の収奪を免れるわけには行かない。

(二) 第四に、「寄附金は、シャープ勧告に於いて、不合理な課税形態として廃止を要求されているが、税収入不足の村では、これを廃し難い。それは、農村財政を維持する源泉にもなつている」(238頁)という。

これは、恒松氏の農村財政観の主要内容の一つである。確かに、寄附金は、農村財政を維持する源泉である。しかし、農村財政の維持は、どの階級に有利であるかという観点から寄附金の果している役割を規定しなければならない。農村財政の破たんは、結局は、独占資本の農村支配、収奪機構の崩壊を意味する。従つて、農村財政を維持するところの寄附金は、独占資本の農村支配体制を支えているものである。農民が、自分達を収奪する機構を維持するというのは、矛盾したことではなからうか。それにもかゝらず、現実には寄附金が、農村財政を維持するのに大きな役割を果しているのは、何故であろうか。寄附金徴収を可能ならしめている農村の経済社会機構と、農民の経済、政治意識の解明が必要であるが、これらについては、既に多くの実態調査が行われている。¹⁹⁾

寄附金は、農村財政が、国家財政によつて負わされた負担を更に、村民に押しつけたものである。寄附金は又、農村の権力者が、国家財政から財政資金を獲得することに失敗したか、怠つたために、その埋めあわせをするために村民から集める財政資金であるか、又は財政資金獲得運動費である場合もある。いずれにしても、住民にとつては、税外負担である。それぞれの寄附金が、何故に取られるかを追求して、国家財政が、いかに農村財政に、農村財政が、いかに住民にしわよせしているかを考えない限り、独占資本による収奪をさけることはできない。恒松氏の見解は、住民に誤つた寄附金観をうえつけるものである。

- 9) 拙稿、「富裕財政村に於ける経費の分析」、北海道学芸大学紀要第一部第五卷第一号
- 10) このような村長として、私の知っている人は、福島県伊達郡大久保村村長、阿曾準一氏である。氏の業績は、高く評価されるべきである。
- 11) 前掲、島 恭彦編、198頁。
- 12) 拙稿、「農家の階層、部落財政及び農村財政」北海道学芸大学紀要第一部第六卷第二号 127～128頁。
- 13) 拙稿、「村の税金」北海道学芸大学紀要第一部第五卷第二号。
- 14) 前掲、島 恭彦編 (111～113頁)。渡辺敬司氏は、農林大臣官房調査課、「農業経済の現況とその問題点」を引用して、「この税制で、もつとも正面からの税収奪を受けたのは、貧農、中農の階級だ」といつている。
- 15) 湯沢 誠、「最近の北海道に於ける農民層分解の一考察」農業総合研究第三四号 16～17頁を見よ。
- 16) 前掲、拙稿、「農家の階層、部落財政及び、農村財政」96～98頁を見よ。
- 17) 前掲、島 恭彦「現代地方財政論」43頁。
- 18) 例えば、某代議士後援会発行の新聞には、何月何日、何処の誰が、何の為に、議員会館を訪ねてきたかを詳細に掲載している。
- 19) 例えば、嶺山政道、「農村自治の変貌」、近藤康男、「村の構造」、福 武直、「日本農村の社会的性格」磯田 進、「村落構造の研究」、高橋伊一郎、白川清、「農地改革と地主制」、川口 諒、「農村自治と農村経営」、などがある。

(四)

次に、恒松氏は、農村財政に於ける経費を、分析している。わたしは、氏の分析のうち、次の四つの点を問題にしたい。

(イ) 第一点は、農村財政は、主として、何をなしてきたかということについてである。恒松氏はいう。「経済力の低い農村を背景とする農村財政は、弾力性に乏しく、農業の生産力が伸びにくいために、財政支出の経済上の効果が、工業に比して小さいという二つの原因によつて、農村財政は国の行政事務以上の経済政策を行うことができなかつた。」(238～239頁)と。

恒松氏によれば、農村自治体が、単に国の行政事務だけを行つて、独自の産業奨励策を行うことができなかつたのは、農村自体では、財政資金の調達が困難であることと、農業に対する財政投資の経済効果が、工業に対するそれに比べて小さいからだという。

農村自治体が独自の財政々策を行うことができなかつたことは、事実であるが、その原因は、恒松氏があげている如きものであろうか。私は、そうは思わない。農村財政の弾力性が乏しいということは、財政資金の必要な時に、自由に調達ができないことである。それは、農村財政が、国家財政に従属し、収入源が、規定されており、その上、充分なる収入源が与えられていないためである。このように、農村財政が、国家財政に嚴重に縛られ、わずかの財源しか与えられなかつたのは、明治以来国家の政策によるものである。農村自治体は、明治絶対主義政府の農民支配の必要上、作られたものであるから、それは、そもその始めから、農民の利益を計ることを任務とせず、地主と、ブルジョアジーの、利益を計ることを任務としていたのである。政府は、国家財政資金を補助金の形で、農民支配に必要な限りにおいて、農村に撒布しはしたが、農村の権力者を味方にするためには、農村財政に独立財源を与えて、農村自治体をして、独自の財政々策を行わせる必要はなかつたのである。政府は、安価に農民を支配するために、半封建的な部落というものを利用し、小農を存続せしめるような方策を、とつたのである。国家権力にとつては、農村の中堅である小農を維持しさえすればよいのであつて、それ以上は必要ではなかつた。小農に対する財政投資は、経済効果よりは、政治効果をねらつてなされたのである。

又、農村自治体では、産業奨励を行うに充分な人材を、もちいながつたという事情を指摘する必要がある。農村自治体は将来性のある就職の場所ではなかつたので、優秀な人材を集めえなかつたのである。農村自治体の吏員は、高い学歴を必要としなかつたし、そのような人は、全然、農村自

治体を相手にしなかつたのである。

(ロ) 第二点は、産業経済費についてである。「産業経済費は、戦後、いちじるしく、その比重を高めているが、その内容は決して、真の産業経済費とはいえない。なぜならば、産業経済費といつても、それは主として、農地改革のための農業委員会、食糧供出に伴う農業調整委員会の事務費であつて、生産への直接の効果は必ずしも顕著とはいへないからである。」(240頁)と恒松氏はいう。

農業委員会は、結局は、土地所有の再配分によつて、独占資本が、農民を支配、収奪するのに都合のよいように再編成するための機関である。農業調整委員会は、主要食糧の低価格による、強制供出によつて、農民を収奪するための下部執行機関であつた。このような独占資本の農民収奪機関の運営費が、産業経済費の大半をしめていたことについては、異論がない。問題は、それらの費用が生産に対して、どのような効果をもつていたかという点である。恒松氏は、直接的効果は必ずしも顕著ではないという。

農地改革については、その経済効果よりも、政治効果をねらつていることは、いう迄もない。主要食糧の供出制度が、農民の資本蓄積に大きな障害となつたこと、さらに、それが農業恐慌に対する抵抗を弱め、中農以下の農業経営の維持を、困難にしたという意味では、それは、農業生産に対して、マイナスの効果をもたらしたといえるであろう。

政府は、このような農民支配、収奪機関運営費を全額負担せず、一部は農村財政の一般財源より支出せしめた。これは、村財政が国の行政事務の遂行に協力せしめられた一つの典型的な例である。

仮に、何らかの形で産業助成金が、産業経済費に計上されたとしても、それは主として中以上の農民、商人、木材業者などに対して与えられるのであつて、下層の業者、農民は、ほとんど恩恵に浴しない。²⁰⁾この産業助成金は、独占資本が農村を支配するための経費である。この産業助成金の大小を決定するものは、村の支配階級の独占資本に対してもつている力である。それは経済効果を通して、政治効果をねらつているのである。それが、大きな経済効果をもたなくても、政治効果が大きければ、独占資本にとっては、満足なのである。無数の零細な農業補助金が多く、非難があるにもかかわらず、依然として、なくなならないのはこのためである。

(ハ) 第三点は、国政事務と国有事務の割合についてである。

「国家が当然、行うべき事務、すなわち、地方公共団体に於ける国政事務は、その固有事務をおしのかけて行われる。しかも、この傾向は戦争と共に強化されたことがわかる」(240~241頁)と恒松氏はいひ、さらに国政費に対して国、あるいは、県からの費用のうらづけは、どの程度なされたのであろうかと問い、農林省農業改良局の調査資料の数字をあげ、国政費に対する費用の裏付けが、充分なされていない点を指摘している。しかし、村財政に於ける「国政費の割合が、圧倒的に多いということは、直ちに「自治」を否定することにはならないが、少なくとも「自治」を促進しない。国政費が、膨張すれば、住民の要求をいれる財政的余裕が狭くなるからである」(241頁)といひ、「新しい地方財政制度が施行されても、行政機構が、全般的に改革されて、国、都、道、府、県、及び市町村を通じる行政事務の再配分が行われない限り、自治の温床は完成されない」(241頁)と主張している。

農村財政に於いて、国政事務が圧倒的に多かつたことは、農村自治体が農民のために、運営されたのではなくて、国家権力を握る資本家、地主、官僚による農民支配の下請的な仕事をさせられてきたことの証拠である。明治政府は、農村自治体に負担を転嫁させない限り、国力に不相応な軍備をとるのえ、急速な資本主義の発展をはかることはできなかつたのである。恒松氏は自治を否定す

るとか、自治を促進するとかいうが、わが国に於いては、村民のための、村民による自治などというものはなかつたのであり、明治政府が与えた自治は名のみであり、実質は、国家の意志のままに動く下部機関であつたのである。だから、わが国に於いては、自治の否定とか、促進とかいうことは誤りで、自治はなかつたというべきであろう。

国政事務費と固有事務費を区分し、その比率を計算し、さらに、費用負担の割合を求めて、負担の割合と国政、固有事務費の割合を比べ、それで自治の程度を計るというやり方は、農村の権力者にとつては、重要な意味を持つていても、少くとも自治体から、ほとんど経済上の利益を受けていない多くの下層住民にとつては、無意味なことである。農村自治体の予算が完全に村権力者の手によつて生まれ、国政事務に対して、充分な国家財政資金の裏付けがなされ、それによつて、地方自治が達成されたとみなしても、この地方自治は、一部の対権力者達のためにはなつても、一般住民のためにはならないのではないだろうか。わが国に於いては、資本主義体制の下で、いわゆる自治が完成されたとしても、多くの貧しい人々にとつては、いわゆる自治が完成されないときと、大して変りはないと考えられる。独占資本が、国家権力を握り、富農、富裕中農などの上層農民、中小商工業者達が、村権力を握り、貧農、労働者が、この権力の下に支配されている限りは、地方自治は、これらの貧農、労働者のためには、奉仕しないからである。

農村自治体を握る農村の権力者達は、与えられた狭い枠内で、自らの利益のために、財政資金を使い、自分達に有利な下請事務を行う。それを国家権力がみとめるのは、その方が、農民支配に好都合だからである。

行政機構の改革にしる、行政事務の再配分にしる、それがどのように行われるかは、独占資本と農村の権力者間の力関係によるのである。前にも述べたことだが、農村の権力者が、独占資本への従属から抜け出して、労働者、農民と協力しない限り、彼らはますます独占資本によつて弱体化され、分前はへらされて行く。

独占資本が、農民のために、行政事務の再配分を行い、農民のための、農村自治を完成してくれることを、期待しても無駄である。独占資本は、戦前のように、地方財政を国家財政に完全に従属させ、地方自治体を完全なる国家権力の下部機関にし、農村収奪を強化しようと企てているからである。このように見ることが、正しいとするならば、農村の権力者はもちろん、農民、労働者のとるべき道は、おのずから明らかであろう。地方自治の確立を主張することは、農村の権力者の利益を守るという意味で認められる。しかしながら、彼らは、単独で、この目的を達成することはできないことを自覚すべきである。

(二) 最後に経済体としての農村の機能について、「自治体が経済体としての、独自の機能を、どれだけ果しうるかは、自治の程度を測る一つの尺度となるであろう」(242頁)と恒松氏は述べ、農村財政における産業投資の割合が、高ければ高い程、自治の程度が、高いのだと考えている。これは、われわれの言葉でいえば、農村の権力者達が、独占資本に対してもつていられる相対的な力が、強ければ強い程、独占資本より獲得する利益の分前が、多くなるということである。逆にみれば、これは、独占資本が、農村の権力者達に、どれだけ分前を与えなければ権力を握ることができないかということである。

地域の経済は、不均等に発展するし、更に、国家、地方財政は、それを促進する働きをしているから、恒松氏のように考えるならば、経済力の高い地域の自治体では、自治の程度が高く、経済力の低い地域の自治体では、自治の程度が低く、その差は、益々大きくなるわけである。経済力の低い地域の自治体では、その経済力を高めようとするならば、現在の経済力以上の財政投資を行わなくてはならない。そのためには、財政資金の獲得のために、強力に運動しなければならない。依存

恒松氏の農村財政論について

財源、自主財源を問わず、財源を見つけなければならない。それによつて、経済活動を盛んにしなければ、自治の程度を高めることができないわけである。ところが、現実の問題として、農村の権力者達が、いかなる形のものにせよ、財政資金の獲得をめざして、激しい運動を展開しているのは、何も、自治の程度を高めようとするばかりでなく、みずからの利益をふやすためである。彼らが、地方自治の確立を叫ぶのは、実質的に、彼らの自由にできる財政資金を、より多く獲得しようとするためのものである。それは、農村の権力者の独占資本に対する利益の分前の要求なのである。このように理解しない限り、彼らが、主張する「地方自治の確立」というスローガンの意味は、わからなくなるであろう。

20) 例えば、拙稿の「富裕財政村に於ける経費の分析」、「国有林地元山村の財政」林野庁林業実態調査報告書を見よ。

21) 例えば、私が調査した長野県西筑摩郡大桑村の村長、北海道上川郡美瑛町の町長は、調査期間中、ほとんど役場にいなかった。陳情のため上京していたことも有り、地方事務所、県庁に行っていたこともあつて、ゆつくり村の話を書くことはできなかった。美瑛町長について、一カ月の出張日数を調べたが、二十日以上にわたる月が多かつた。

(五)

次に恒松氏は、農村行政、財政の自治に与える影響を考察するとして農村自治の問題をとりあげている。

日本の農村の自治は「上から与えられたもので、真の自治であつたか否か疑問である」といふ、「住民自治は始めから制約されていた」といふ、「団体自治も大きな制約を受けざるを得なかつた。」「昭和十八年の制度改正によつて、自治は、事実上、抹殺されてしまつた」(243頁)という。そこで歪められた自治の歴史に対して、農村は、どのように対応したかを問題にし、次のように述べている。

(イ) 「国家行政の末端機関としての村に対して、部落という団結によつて、対抗し、しかも、国家権力の圧迫によつて、行政機関としての村の力が強くなればなる程、自然、村落としての部落の団結が強化されたところに、自治を妨げた原因の一つを見い出すことができる。」(244頁)

(ロ) 「日本の資本主義経済の発達の中における弱者としての農業が、農業外の経済からの圧迫に対して、自らを守るためにつくつた組織、例えば、水利組合、農会、産業組合、農事実行組合、頼母子講などが重なりあつて存在したが、これらが、行政団体と合致した自治団体の成立を阻害するもう一つの原因であつた。」(244頁)

そして、この二つの重要な原因が、国家権力の自治に対する圧迫と共に、自治団体の成立を農村内部から否定する作用をなしたとみなしている。

日本に於ける農村自治が上から与えられたもの、最初から制約されたものであつたことについては、恒松氏も認めている。問題は、農村自治を妨げた原因を、いかにみるかという点にある。

恒松氏は、農村自治を妨げたものは、国家権力のみの責任ではなく、農民側にもその責任の一端を負つていると主張している。

明治絶対主義政府が、徳川封建制の遺物である部落を解体せず、逆にそれを温存して、農民支配の有力な道具の一つとして利用してきたことについては、既に多くの論者によつて説かれている。²²⁾ 部落の有力者達が村権力者として国家権力の農民支配の代行者として、部落という共同生活団体を利用してきたのである。恒松氏の考える如く、農民が、部落というものに団結して、国家権力の搾取に対抗したのではない。部落の強化が必要なのは、国家権力であつて、農民ではない。部落は、農民の階級意識をにぶらせ、農村における階級斗争を抑えることによつて、国家権力の基礎

が、ゆるぐのを防いできたことは否定できないであろう。部落は、農民が、独占資本によつて収奪されるのを防ぐことはできなかつたし、農民の生活水準を高め、農家の経営を安定させるような働きはしなかつた。部落は、日本資本主義を支える大黒柱の一つであつた。部落が地方自治の確立を妨げたとすれば、その責任は、農民にあるのではなく、部落を残して、それを利用した明治絶対主義権力にあるといわなければならない。

次に、水利組合、農会、産業組合、農事実行組合などの役割についてである。恒松氏は、弱者としての農業が、農事外の経済からの圧迫に対して自らを守るために、作つた組織であると見なしているが、果してそうであろうか。私は、そうは考えない。それらは一方で小農を維持する役割を果たしたが、国家権力は、資本主義の支柱たる小農を、維持しながら、農民を収奪するために作られたものであつたと見るべきであろう。²³⁾それらの団体を支配するものは、農村の権力者達であつた。彼らは、部落、自治機関、経済団体を握ることによつて、一方で農民の抵抗を抑え、他方で国家権力の農民収奪に協力したのである。

要するに、国家権力は、その基礎をおびやかす、資本主義の発展を妨げるような地方自治を認めなかつたのであり、農民側に、地方自治の確立を妨げた責任はないと見るのが、私の見解である。

さらに、恒松氏は、戦後の、農村自治に言及し、戦後の新しい事情の下で、農村自治はいかに変貌したかを考察している。

第一に、農地改革による影響について。

「農地改革の結果、新たなる自作農が、農業生産の担い手、農村の指導者として、抬頭してきて、農村自治に対する阻害要因を相当程度拭き去ったから、それは、地方自治制度に連がる諸改正より以上に、農村自治にとつて、根本的な改正であつた」とみなし、さらに、「農村自治が望ましい形で発展して行くためには、農民自身の近代人としての自覚が必要であり、このためには、農村の構造が民主化されねばならない」(245頁)と説く。

第二に、「新賦税制度による独立税の強化は、農民の政治的責任を強め、財政運営上に選択の余地を与えた点で、自治の育成に役立つたし、住民の自覚と関心を促進させた。しかし、住民の自治行政に対する要求が、単なる一部の利害を代表することどまり、地方団体全域に渡る広く、高い利害の判断に基づかないために、反つて、自治を歪めていることも看過できない。」(245頁)という。

第三に「制度の改正後も経済力の低い農山村では、その歳入の五割以上は、各種の補助交付金に依存しており、その意味では、住民の意志を行政の上に反映させる余地は著しく限られている。しかも、農地改革によつて、自作農になつた結果、一つの階級の利害による団結よりも、自己の利害のために組織を利用する傾向も生じ、農村財政の収支に対する関心を狭い枠の内に押し込めている。」(245～246頁)と、述べている。

まず、第一点からみて行こう。農地改革が、農村自治に対する阻害要因を相当程度拭き去つたということは、独占資本が、農民の強い抵抗にあつて譲歩し、資本主義の基盤である農村の経済、政治機構を、その支配と収奪に、都合のよいように再編成したということを物語るものである。²⁴⁾戦前は、国家権力の農村支配の代理人としては、少数の地主、富農で充分であつたが、戦後は、独占資本の力が弱まり、農民の力が強くなつたために広範囲な農民層を抱き込まねばならなかつた。力の弱まつた地主の他に、多くの自作中堅農民を作り、彼らに、村の政治機関を預け、下層農民の抵抗を喰い止めさせることによつて、独占資本は、国家権力を保つことができたのである。²⁵⁾彼らは、部落代表として、権力機関に進出してくる。²⁶⁾彼らが、部落代表として進出してくる場所に、農村の自治体が、独占資本の代行機関となりうる原因があると考えられる。

恒松氏は、農村自治が真に望ましい形で発展して行くためには、農民自身の近代人としての自覚

が必要であり、そのためには、農村の構造が民主化されなければならないというが、農村の構造（部落組織、農業経営の形態、家族制度、共同施設など）の民主化を阻止しているのは、実は独占資本の農業政策ではないだろうか。農民の近代化、農村自治の発展によつて、利益を受けるのは、広範な下層農民であり、損失をこうむるのは独占資本であるということは、いう迄もない。それは、独占資本の、農民収奪を困難にし、農民に対する支配力を弱め、農民抱込に要する費用を激増させるであろう。それは、農村の果している役割を根本的に変えてしまうであろう。それを独占資本が欲しないのは、当然の話である。独占資本が、自治権を制限し、農村自治体が、農民のものになるを防ぎ、国家権力の完全な手足にしようとして企てている最近の動きは、このことを証明している。²⁷⁾

第二点は、いわゆるシャープ勧告の効果についてである。

農民の政治的責任が強まったということは、農村財政が、国家財政のしわ寄せを受けたことであり、国家財政の農村財政に対する責任が転嫁されたことである。地方財政の窮乏の責任が、農民の側に転嫁されたことでもある。したがつて、農村財政窮乏、赤字解決は、農村自治体の手で行わなければならない。そうしなければ、国家権力は、専ら再軍備強化のために、財政資金を使うことはできないわけである。²⁸⁾

又、財政運営上に選択の余地が生じたというが、この選択とは、財政投資を増税で行うか、寄附金で行うか、借入金で行うか、村有財産売却によつて行うかの選択であり、あるいは、財政投資を行うか否かの選択であり、増税か減税かの選択であり、税法の選択であり、赤字処理方法―首切りか、増税か、ベースアップの停止か、財政投資の縮少か、一の選択である。村の権力者が、いかなる選択をなそうとも、それは、恒松氏の認めている通り、単なる一部の利害を代表するにとどまつているように見受けられる。彼らが、恒松氏の指摘している如く、地方団体全域に渡る広く高い利害の判断に基づいて行動しないのは、彼らが部落代表であるためと、農民の利己心のためであつて、これは、当り前の事柄である。このような農村の権力者達の行動と意識は、今日のわが国に於いては、一般的なものではないだろうか。たまたま、地方団体全域にわたる広く高い利害の判断に基づいて行動すると、自治の目にとまり、表彰されたり、宣伝されたりすることになる。²⁹⁾

第三点は、経済力の低い農山村に於ける自治についてである。恒松氏は、経済力の低い農山村が、全農村の中で何割位をしめているかについては、何もいつていないが、わが国の農山村の大部分は、経済力が低いのではないだろうか。経済力の高い農村というのは、むしろ、例外なのではないだろうか。発電所があるとか、工場があるとか、木材、石炭の産出額が多いとかいう特殊の農山村では、たとえ、住民の経済力が低くても、固定資産税、鉱産税、木材引取税収入が多額にのぼり、他方交付税交付金の交付を、全然或いは、ほとんど受けていない。このような富裕財政村では、多額の財政資金が、村民にばらまかされている。しかし、鉱山村を除く農山村では、部落組織と経済力を利用して村権力者にの上つた一部の経済力の高い農民、小商工業者が自らの経済力の強化のために多額の財政資金の奪い合いをやつている。貧農、労働者は、ほとんど財政資金の対象にはなりえない。

最後に、恒松氏は、「地方自治とは、いかに自由を使用し、いかに自由を役立たせるかを教え込む教室なりということを知民が知るためにはさらに長い期間が必要である。」(246頁)とのべているが、私は次のように考えている。すなわち、一方で農民の窮乏化が進み、他方で、農村財政の窮乏、町村合併が進行しており、農村の権力者達が整理され、利益の分前がへらされつゝある今日、資本主義の下での地方自治は、中、下層農民は、いう迄もなく、上層農民にとつても、独占資本の農民収奪、支配の代行機関であり、反農民的な役割を果すものだということを知るのには、長

い期間を必要としないであろうと。独占資本は、農民に、農民のための地方自治を与えようとはせず、終戦後与えた地方自治をも、取り上げようとしていることを、農民は覚りつゝあるのである。

- 22) 例えば、藤田武夫「日本地方財政論」70頁。宮本憲一「地方財政に対する国の支配機構」。前掲、島恭彦編96～97頁。渡辺敬司「農村財政」。前掲、島恭彦編122頁。島恭彦「現代地方財政論」204～210頁を見よ。
- 23) 立田信夫「日本産業組合論」70～71頁。
- 24) 25) 齋藤 博「地方自治の本質と歴史」。前掲、島恭彦編212～238頁。
- 26) 河合悦三、農業農民問題講座第一巻184～328頁
- 27) 楠井哲男、「町村合併と部落問題」日本農業年報 III 201～217頁。
- 28) 島 恭彦、「地方財政の中央集権化と国民の抵抗」。前掲、島恭彦編187頁を見よ。
- 29) 学陽書房編集部「現地に見る新町村建設のやり方。」を見よ。

(六)

最後に、恒松氏は、部落について言及しているが、私は氏の部落協議費論を検討したいと思う。

「農村財政を救つた部落協議費」という項を氏はもうけている。一体、農村財政を救うということは、いかなることであろうか。部落が、農村自治体の補助機関として、農村自治体の事務、事業を代行し、農村財政の負担の軽減に貢献したという事実をさして、恒松氏は、農村財政を救つた部落協議費といつたのであろう。農村財政を救つたということは、農村財政が窮乏して、農村自治体の機能が停止するのを防ぐことを意味する。

農村財政の崩壊、農村自治体の機能の破壊によつて、損失をこうむるのは、どの階級であるかは、今更いう迄もない。農村自治体が国家権力の下部下請機関として、農民を収奪してきたのだから、国家権力を握る独占資本にとつて致命的な打撃である。従つて、国家権力は、役場の機能を完全に停止させようとするはずがない。しかしながら、独占資本は、農民支配のための費用をできるだけ少くしようとしてきた。政府の要求する行政運営（農民支配）に必要な、最少限度に村財政の規模をおしとどめようとしてきた。戦前には、さらに、それ以下に引きさげようとさえした。そのために、村権力者は、合法的な収入によつては、政府から与えられた事務さえ行いえなくなる。そこで、彼らは本来、村がなすべき事務、事業をごくわずかな補助金負担金を与えるか全然与えないで、部落に下請させなければならなくなる。さらに、部落が何割かの費用を直接負担しなければ、村は部落のために事業を行わないというような原則をつくつて、村事業に対する部落負担を村民に、常識化せしめる。³⁰⁾部落の方でも村から金をひきだすには、自分達も出さなければならぬとすれば、それをを出してもよいから、いくらかでも村から金を引きだした方が得だと考え、そのような方法を何の不満もなく、或いは、不満を我慢しても受け入れるようになる。

部落協議費は、結局は、独占資本の農民収奪を援助するものだとしても（現実には、このようなことは、農民自身は、気づいていないように見うけられる。）さし当つては、部落が村から、なにがしかの金をひきだして、部落のための事業をやるのだから、その方が、ほかの部落にとられるよりもまだと考えるのは当然のことである。部落民は、自分達が搾取されていることは気がつかず、部落協議費の負担を当り前のことと思ひ、専ら部落民の負担が公平であるか否かに関心を示す。彼らは、部落費の割当に際しては、大いに奮闘して、負担の軽減を計ろうとするが、部落費を全廃しようとはしない。³¹⁾

このような農民の考え方を是正することは、大変難しい。恒松氏の見解は、農民の考え方を是正させるようなものではない。その逆である。「山間に点存する部落を抱え、広い地積を持つ山村では、部落は村の行政能率をあげる上に不可決の存在である」(249頁)という見解はまさに独占資本の代弁者たるにふさわしいみかたである。

又、恒松氏は「農地改革による自作農の増加は、民主々義というスローガンの下における、府県知事、町村長ならびに、国、県、町、村会議員の数度にわたる選挙とともに、漸次住民をして部落意識を脱却させ、行政村を単位とする自治意識に目覚めさせており、これには、新財税制度による村歳入が部落による援助の必要を小さくするだけ増加したこともあずかつて力があつた。」(249頁)といつて、部落の役割が低下したと見なしている。このような、恒松氏の見解は、どの程度、事実によつて、裏づけされているのだろうか。私の見聞によれば、現実には、恒松氏の見解と逆である。町村会議員は、依然として部落代表である。部落推せんによらなければ、当選はきわめて難しい。部落意識は根強く残っている。新財税制度による歳入の増加は、一時的な現象であつたし、それによつて、農村財政の窮乏は解消されなかつたし、部落への負担転嫁をやめなかつた。だから、部落の役割が低下したとは思われない。農村財政が窮乏化するにつれて、村権力者は、ますます、部落にしわよせしようとしているように見られるのである。

30) 私の調査した北海道上川郡美瑛町では、土木費を半額、部落に負担させることにしている。

31) 拙稿、「農家の階層部落財政及び農村財政」105頁を見よ。士別市南士別町では年一回の部落総会で、農家の等級をつけるのに一日かゝるとのことである。

(七)

結びの言葉として、恒松氏は「地方制度の問題は一方に、農工生産力の差による地域経済力の差に基づく、地方財政調整、他方に住民意識に依存する地方自治という二つの問題が、国家との関連において、解決されなければならないところに存在する」(249頁)とのべている。

わが国において、地方財政調整の問題が政治の問題となつたのは、昭和6~7年の頃であるが、それ以後、幾度か制度の改正が行われてきた。しかし、地方財政調整問題は、最終的に解決されはしなかつた。一つの改正は、さらに新たな矛盾を生み、新たな改正を必要とする。資本主義はこの厄介な問題をその存続する限りとり組まなければならない宿命にある。シャープ地方財政税制度改革がなされて、わずか六年にしかならないのに、最早、既に地方財政、税制度は改正されている。それにもかゝらず、地方財政の窮乏化は、極度に進んでいる。これに対する国家権力の処理方策は、地方自治を否定する方向にある。国家権力は、地方自治体を戦前のように、その完全なる支配下におこうとくわだてゝいる。国家権力は、農民に対する利益の分前をへらし、さらに、農民の要求をおさえるような方策をとろうとしている。

農民の意識は、一部の者を除いては、まだまだ低いが、独占資本の農民収奪がはげしくなり、農民の窮乏化が進むにつれて、徐々に高まりつゝあるように見受けられる。私の調査した範囲においても、農民の不満、要求はかなり強まっている。³²⁾しかし、この要求をいかにして実現させるかについては充分考えていないように思われる。

資本主義の下で、どのような農村自治制度がつくられるかは、独占資本と農村の権力者との力関係によつてきまるが、そこでは、農民のための農村自治は確立されない。それどころか、形式だけの農村自治さえとり上げられかねない状態である。従つて、部落を、役場を、農業団体を、農業経営の安全と農家の生活水準の向上のためにできるだけ役立たせることが当面の農民運動の課題としなければならないのではないだろうか。一つの農村において、たとえ自治を確立することもできて、農家の経済力を高める政策を行うことはきわめて難しく、多くの障碍を打ち破るには、広範な農民層の結集による以外には、方策はありえない。それが不可能なことでないことは、常東農民組合の成果を見てもわかる。³³⁾農村財政の分析に当つては、農村自治の確立そのものを目標とする立場、農家の経済力の強化、生活水準の向上を目標とする立場があるが、農村財政の役割の評価、分

析の方法も、後者の観点からなされなければ、恒松氏のような、反農民的な結論に到達せざるをえないのである。

32) 拙稿、「部落の経済と学校教育費との関係について」北海道学芸大学僻地教育研究紀要第四号61頁を見よ。

33) 例えば、山口武秀「農民運動」を見よ。